災害時における情報活用と意思決定の重要性を学ぶ 社会科・公民科の授業構想

Class design of social studies, the civics to learn the information utilization at the time of the disaster and decision-making importance

環境教育学科 二川 正浩

1. 問題の所在と研究の目的

東日本大震災以降、防災教育の充実が求められ、新学習指導要領では社会科と理科を中心に自然災害の発生のメカニズムや防災への取組などの内容の充実が図られた。一方、「子供たちが起こりうる危険を理解し、いかなる状況下でも自らの生命を守り抜く自助」の力を育てるための内容は十分とは言えない。そこで、本稿では子供と教職員の生命を守ることができなかった事例を通して、子供たちが切実性を持って、自らの生命を守り抜くために必要な力=災害時における情報活用と意思決定の重要性を学ぶ社会科及び公民科の授業構想の検討を行いたいと考える。

その上で、本稿では以下の4点について考察及び提案を行っていくこととする。

- ・検証報告書等から、災害時の情報活用と意思決定に関わる課題について考察する。
- ・学習指導要領を分析して、災害時における情報活用と意思決定の取り扱いについて検討する。
- ・具体的な事例を教材化して、災害時における情報活用と意思決定の重要性を学ぶ学習プランを作成する。
- ・公民的分野において、災害時における情報活用と意思決定の重要性を学ぶ授業構想と副教材を作成する。

2. 東日本大震災における災害時の情報活用と意思決定の重要性

(1) 東日本大震災における幼児及び児童生徒の被災状況

東日本大震災における被害の状況は、2018年9月1日現在で人的被害が死者19,667人、行方不明者2,566人、負傷者6,231人、住家被害が全壊121,783棟、半壊280,965棟となっている $^{1)}$ 。

また、死者19,667人のなかで、園児、児童、生徒、学生、教職員等など学校関係者の死者数は655人にのぼる $^{2)}$ 。その亡くなった学校関係者のうち、文部科学省が2012年1月に実施した「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査」によると、地震の揺れによって学校の管理下や下校中に亡くなった幼児や児童生徒はなく、その多くは下校中や避難中、または自宅等で津波に巻き込まれて亡くなっている $^{3)}$ 。その津波で亡くなった幼児や児童生徒のうち、学校の管理下と考えられる人的被害としては、以下の3件の事例が報告されている $^{4)}$ 。

- ・降園中に園児バスが津波に巻き込まれ園児5名、添乗員が死亡した。
- ・園に残っていた園児は園バスで待機している時に、津波に巻き込まれ流されてしまった園児がいた。
- ・近くの小高い国道への避難途中、学校を出てすぐのところで津波に呑まれた。学校近辺での死者が 多いが、外洋まで流された児童もいる。不明者もいる。

上記の3件は石巻市日和幼稚園、山元町ふじ幼稚園、石巻市立大川小学校の事例と考えられるが、日和幼稚園では園児5人、ふじ幼稚園では園児8人と職員1人、そして、大川小学校では児童74人と教職員10人の方々が亡くなっている。なお、この3件の共通点としては、宮城県名取市の閖上地区の被災と同じく、一次避難(机の下等)から二次避難(校庭などの屋外等)までは全員無事であったが、三次避難(二

次避難場所が危険となった場合のさらなる避難先への避難)への移動、または帰宅準備中に津波に巻き込まれて亡くなった点があげられる。

このように、東日本大震災では園・学校の管理下や下校中において、建物等の倒壊や揺れによって亡くなった学校関係者はいない。一方、園・学校の管理下において、二次避難まで無事であった87人の園児や児童が津波に巻き込まれて亡くなっている。その上で、それらの悲劇を二度と繰り返さないために、次に大川小学校事故検証委員会がとりまとめた「大川小学校事故検証報告書」⁵⁾(以下、検証報告書と称す)を手がかりとして、災害時に求められる情報活用と意思決定の重要性について考察していきたい。

(2) 災害時における情報活用と意思決定(行動選択)の重要性

石巻市釜谷山根1にあった大川小学校は、岩手県から太平洋側の追波湾に注ぐ新北上川の河口から約5キロ上流に位置していた。その大川小学校は、東日本大震災が発生した2011年3月11日(金)14時46分に「想定震度6弱」の揺れに襲われるが、地震発生後のラジオやテレビによる情報の伝達と三次避難までの行動(推定を含む)は、検証報告書によると以下の通りである⁶⁾。

14:46 地震発生(揺れの継続は約3分)

14:49 津波警報(大津波)発表、予想津波高6m ※児童・教職員、校庭へ二次避難

14:52 防災行政無線による広報 (津波警報発令)

◇教職員A「山へ行くか」→「この状況では難しいのでは」のやりとり

◇15:10~15:15頃バス運転士無線交信「学校の判断が得られない」

15:14 津波警報 (大津波) 予想津波高 10mに変更 (ただし報道はテレビのみ)

◇教職員A「山に逃げますか」と尋ね、返答・指示がないため校舎2階を確認に行く

◇15:33~34頃 三角地帯への移動を決定、教職員K以外の児童・教職員が避難開始

15:37頃 陸上遡上津波が大川小学校に到達

このように、大川小学校の事例では地震発生後から約50分後を過ぎた後に三次避難を開始しているが、なぜ大川小学校では迅速に避難行動を行わなかったのであろうか。その間の経緯について、事故検証報告書では以下のような三次避難についての意思決定をめぐる教頭(校長は不在)と教員、そして地域住民のやりとりを推定している(p.100)。

校庭での避難中には、<u>教頭を中心に複数の教職員が指揮台周辺に集まって相談</u>をしていたとの証言があり、またその<u>相談の中で教職員が地域住民に対して山の危険性を尋ねたりしていた</u>との証言がある。また、三次避難に当たって児童に避難を呼び掛ける際には、<u>教職員だけでなく地域住民からの声掛けもあった</u>との証言がある。これらのことから、避難するか否かについての<u>相談に際しては、教職員のほか、一部の地域住民も関与していた</u>ものと考えられる。前述のとおり、少なくとも一部の教職員は、校庭からの三次避難の必要性について検討し、その際に山への避難を考慮した</u>ものと推定される。一方で、「山へ登るの?」と尋ねた児童に対し、教職員の一人が「山は危ない」などと答えたという証言がある。

また、校舎の残留者確認を終えた<u>教職員Aによる「山へ行くか」という趣旨の問いかけに、この状況では難しいのではないかという意見が出された</u>との証言がある。これらのことから、一部教職員が考慮していた<u>山への避難については、地域住民を交えた教職員間の相談の中、比較的早い段階から提案として出されてはいた</u>ものの、その相談の過程で、後述のような危険性が指摘され、避難先としての安全性が十分に確保できないとの判断が下されたものと考えられる。この結果、その時点では<u>津波</u>に対する危機感を強く感じていなかったこともあいまって、山への避難は行わないという意思決定が

<u>なされた</u>ものと考えられる。ただし、こうした相談の具体的な内容については、関係者のほとんどが 死亡していることから、その詳細を明らかにすることはできなかった。

※下線部(三次避難への意思決定に関する箇所)は執筆者

この推定では、大川小学校では津波の情報を得ていたが、当時の危機管理マニュアルには津波の際の避難先を「近隣の空き地・公園」と記載しただけで避難経路や具体的な避難先の記載はなく、裏山への避難については比較的早い段階から地域住民を含めて検討されていたものの、安全性等を配慮して裏山への避難は見送ったという情報活用の曖昧さと意思決定の遅れが推測される。

そしてその結果、津波到達の3分前の避難行動の開始と、新北大橋周辺の三角地帯を避難場所とする判断によって、多くの尊い子供たちと教職員の命が奪われることになる⁷⁾。

その事実(推定)を踏まえて、事故検証報告書では24の提言を行っているが、大川小学校の事例で課題となった事前の三次避難場所と避難経路の設定と確認、災害時の情報活用、そして三次避難への意思決定に関しては、次のような提言が行われている。

事前の三次避難場所と避難経路の設定	提言11 提言18	災害に対応した避難場所の設定と避難訓練 避難所と避難場所のあり方の見直し
災害時の情報活用	提言 6 提言 7	学校に対する災害時の情報収集伝達手段の整備 学校からの能動的な情報収集体制の構築
三次避難への意思決定	提言 3 提言 8	教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練 学校防災における地域住民・保護者との連携

また、それらを包括する提言として、専門家によるリスクコミュニケーションの促進を提言している。 これは意思決定(行動選択)に関して教職員間や住民との話し合いがまとまらず、結局は安全とは言えな い三角地帯を避難場所として設定し、避難したことなどが背景にある。

なお、リスクコミュニケーションについては一般的な用語としての認知が広がりつつある⁸⁾ が、その用語についての定義や概念は、文部科学省「リスクコミュニケーションの推進方策」(2014.3.27) が指摘するように、個人や専門分野によって理解の方向性や力点が異なる。従って、少なくとも防災教育で使用するリスクコミュニケーションという用語については、学校現場が理解しやすい統一した概念と定義が望まれるが、本稿においては推進方策に示された「リスクのより適切なマネジメントのために、社会の各層が対話・共考・協働を通じて、多様な情報及び見方の共有を図る活動」(p.2) をその定義としていくこととする。

その上で、次に東日本大震災において、災害時に求められる切実的な課題であった災害時の情報活用、 三次避難への意思決定(行動選択)とリスクコミュニケーションの促進が、文部科学省の通知や答申、学 習指導要領にどのように反映されたのかについて考察していきたい。

3. 新学習指導要領における災害時の情報活用と意思決定に関する内容の取り扱いと課題

(1) 新学習指導要領における災害時の情報活用と意思決定に関する内容とその取り扱い

東日本大震災後、学校における対応等の課題をもとに、文部科学省から「学校安全の推進に関する計画の策定について」(2012年)と「生きる力を育む防災教育の展開」(2013)が示され、児童・生徒の安全を守るための安全教育と防災教育の充実が図られた。その内容は、意思決定⁹⁾や行動選択、危険の理解と予測等に関する東日本大震災の教訓を生かした内容を加えた上で、育てたい資質や能力として「ア知識、思考・判断」「イ 危険予測・主体的な行動」「ウ 社会貢献、支援者の基盤」の3つを掲げている。

それらを受けて、2014年1月に通知された「「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂について(通知)」では、中学校社会及び高等学校地理歴史において東日本大震災での救援活動に果たす関係機関やボランティア活動等の内容を加えたが、意思決定や行動選択、危険の理解と

予測に関する内容は具体的には示されていない。

その上で、2016年8月の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて(報告)」では、基本的には「学校安全の推進に関する計画の策定について」と「生きる力を育む防災教育の展開」を受けた内容となっているが、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生などを踏まえ、「子供たちが起こりうる危険を理解し、いかなる状況下でも自らの生命を守り抜く自助」¹⁰⁾の力を健康・安全・食に関する資質・能力を一つとして掲げている。

そして、2017年3月に告示された小学校及び中学校の学習指導要領及び2018年3月に告示された等学校学習指導要領(以下、新学習指導要領と称する)では、社会科と理科を中心に自然災害の発生のメカニズムや防災への取組などの内容の充実が図られた。

その中で、意思決定や行動選択、危険の理解と予測防災に関する情報活用やその重要性について取り扱うのは社会科のみ¹¹⁾であり、災害時の情報活用、三次避難への意思決定(行動選択)、及びリスクコミュニケーションに関係する内容と内容の取り扱いは以下のように示されている。

小学校

社 4 会 年

2 内容

- (3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- 3 内容の取扱い (2)内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。
- イ アの(ア)及びイの(ア)の「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、 防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。

中学校

社会

民

野

2 内容A 私たちと現代社会

勺 (1

(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色

3 内容の取扱い (2)内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア (1)については、次のとおり取り扱うものとすること。

(ア)「情報化」については、人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化などと 関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすること。

高等学校

社公共

2 内容

- B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち
- カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとすること。

(キ)アの(エ)については、(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する 責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、<u>情報モラルを含む</u> 情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。 その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。

※下線部(防災に関わる情報活用や発信に関わる内容や内容の取り扱い)は執筆者

(2) 災害時の情報活用と意思決定に関係する内容とその取り扱いの課題

新学習指導要領では地理的分野及び地理総合で地理的空間情報やハザードマップや新旧地形図をはじめとする各種の地理情報が取り扱われ、社会科における防災教育の中心的役割を果たすことになる。

一方、公民的分野及び公共では情報化が進む社会の特色の理解や情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性への判断力の育成といった主目的のなかで、災害時の防災情報の発信・活用の具体的事例や防災情報の受信、発信に触れたりするという取り扱いとなっている。また、小学校では小5で扱われていた「防災における情報ネットワークの有効活用」が4年生に移行しており、防災情報の発信は県庁や市役所の働きの一つとして扱われることになる。

このように、小学校及び公民的分野での情報の取り扱いは、日常的な関係機関等からの防災情報の発信や災害時における防災情報の活用といった程度の内容の扱いであり、大川小学校の事例のような情報活用や意思決定の重要性を扱うまでには踏み込まれていない。

また、リスクコミュニケーションに関しては、既述したように学校教育における用語の定義や概念は現状では曖昧で、学習指導要領でもリスクコミュニケーションという用語は使用されていない。しかしながら、専門家、関係機関と地域住民、そして学校関係者の間の情報共有と災害時における意思の疎通の重要性は大川小学校や釜石市の事例からも明らかであり、内容として取り扱うことは重要と考えられる。

その上で、次に新学習指導要領を踏まえた上で、災害時における情報活用と意思決定(行動選択)の重要性を学ぶ社会科・公民科の授業を構想していきたい。

4. 災害時における情報活用と意思決定の重要性を学ぶ社会科・公民科の授業構成

(1) 災害時における情報活用と意思決定の重要性を学ぶ社会科・公民科の学習プラン

授業構想にあたっては、当然ながら学習指導要領に示された内容と内容の取り扱いを基準として、また 児童生徒がその学習指導要領に準拠し、検定を経た教科書の使用を意図して考察する必要がある。

その上で、既述した新学習指導要領に示された内容と内容の取り扱いの中で、災害時における情報活用と意思決定(行動選択)の重要性を学ぶ社会科・公民科の授業を構想するにあたって、次のような学習プランを作成した。

) V E						
		新学習指導要領に示された内容	取り上げる題材と授業のねらい				
小学校	4 年	自然災害から人々を守る活動	県庁や市役所などの防災への取り組みについて、「釜石の奇跡」を題材として、日常的な防災情報の発信、避難体制の確保などの関係機関の働きや避難訓練などが自分たちの命を守ることに気づく。				
中学校	公民	A 私たちと現代社会 (1)私 たちが生きる現代社会と文化の 特色	災害時の情報活用と意思決定について、「大川小学校」などの 事例を題材として、自分たちの命を守ることに重要な役割を 果たすことに気づき、地域の防災体制を見直すことができる。				
高等学校	公共	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち	東日本大震災におけるデマについて、「コスモ石油火災で有 害物質の雨」を題材として、情報の妥当性や信頼性を踏まえ た公正な判断力(意思決定)を身に付ける。				
	倫理	A 現代に生きる自己の課題と 人間としての在り方生き方	災害時の情報発信と自己犠牲について、「南三陸町の女性職員の行動」を題材として、善、正義、義務などに着目して、 人間としての在り方生き方について思索するための倫理観に ついて理解する。				

(2) 災害時における情報活用と意思決定の重要性を学ぶ中学校公民的分野の授業構想

次に具体的な授業構想を立てるために、中学校公民的分野における単元の指導計画と指導の際に使用する副教材を作成した。なお、単元の指導計画と副教材においては、学習指導要領に基づくこと、実際の教科書に即した授業を行えることを意図して、以下の示すような単元の指導計画と副教材の作成を行った。

(2) - 1 単元の指導計画 (4時間扱い)

- 1節 私たちが生きる現代社会の特色(全4時間扱い)
- 1 少子高齢化の社会と日本の挑戦(1時間)
- 2 進む情報化と変わる私たちの社会 ~人工知能による災害予測~(1時間)
- 3 災害時における情報の収集と活用(1時間) ※本時
- 4 グローバル化する世界と私たち(1時間)

(2) - 2 副教材 (全2ページ。教科書に準拠して作成)

岩手県釜石市の出来事

釜石市は、昭和8年の昭和三陸地震や昭和35年のチリ地震で発生した津波により大きな被害を受けました。釜石市ではその経験をもとに「想定を信じるな」、「最善を尽くせ」、「率先避難者たれ」という「津波避難の3原則」による避難訓練を実施していました。その結果、東日本大震災の時には、釜石小学校では下校中の児童全員が無事に避難することができました。また、自宅にいた祖母を助けて避難したり、まわりの人々とともに、指定された避難所よりもさらに高台へ避難したりする児童の姿もみられました。※「平成26年版防災白書第2章1大規模広域災害時の自助・共助の例」を参考



学習課題 発災時には、私たちはどのように情報を収集し、活用すれば良いのだろう。

東日本大震災でなくなった方

平成28年3月1日現在、震災関連で 亡くなった方を含め19,418名が亡 くなり、2,592名の方々が行方不 明となっています。(消防庁資料)

てんでんこの教え 「てんでんこ」とは各自という意味です。地震の大きなゆれを感じたときには、他人にかまわず一刻も早く高台に避難して津波から自分の命を守る。各自が行動することによって、家族やまわりの人も自分の命を守ることだけを考えて行動できる。東北地方の三陸海岸の周辺に伝わる津波てんでんこの教えには、そのような意味がこめられています。

②発災害における情報の収集と活用

東日本大震災と阪神淡路大震災

地震が多い日本では、過去から現在まで地震による自然災害

に悩まされてきました。その中で、平成7年1月17日におきた阪神・淡路大震災と、平成23年3月11日におきた東日本大震災は、人々の生活に大きな被害をもたらす自然災害となりました。

その二つの大震災ですが、阪神・淡路大震災では建物の倒壊によって亡くなった方が多く、東日本大震災では津波によって亡くなった方が多かったという違いがあります。

東日本大震災と津波による被害

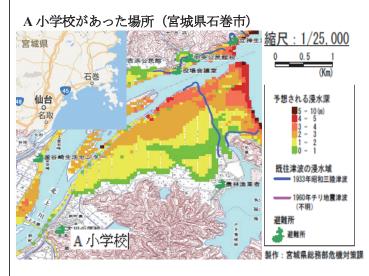
東日本大震災では600名を超 える児童や生徒、教職員の方々

々が亡くなりました。その多くは、自宅から避難場所に向かう途中 や自宅にいて、地震発生後に到達した津波にのまれた方々でした。

一方、地震の発生時に小学校や中学校にいた児童や生徒、教職員 のうち、地震の揺れや建物の倒壊が原因で亡くなった方はいません。 私たちは、このように津波による被害が大きかった東日本大震災

を通して、津波が発生した際の避難の仕方をしっかりと考えておく こと、自分の命は自分で守る(自助)という意識を持つことの大切 さを、今後の教訓として生かしていく必要があります。

【地理の学習との関連】自分たちの地域の自然災害とハザードマップ 【歴史の学習との関連】自分たちの暮らす地域の自然災害の歴史



地震発生から三次避難までのようす

14:46 宮城県男鹿半島沖で地震発生 14:49 津波警報

☆児童・教職員、校庭へ二次避難 15:14 津波警報 予想津波高 10 mに変更 15:21 予想津波高 10 mをFMラジオが放送 15:32 予想津波高 10 mをAMラジオが放送 15:33 ~ 34 頃

☆三角地帯への移動を決定。移動開始 15:37 頃 津波が A 小学校に到達

※『大川小学校事故検証報告書』より

発災時の情報の活用と意志決定

自然災害において、その被害を 少なくする(減災)ためには、事

前に災害や防災に関する情報を収集して、発災時の対応を十分に検討 しておくことが重要となります。また、発災時には新たな情報を収集 して活用しながら、安全のための的確な判断(意思決定)を行うこと が重要となります。

しかしながら、東日本大震災においては、事前の防災に関する情報 の検証や、発災時における具体的な避難行動の検討結果の共有が十分 ではなかったため、被害が拡大したケースもありました。また、発災 時の情報の収集に手間取ったり、新たな情報をもとにした的確な判断 が十分ではなかったため、救われるはずであった多くの命が失われた ケースもありました。

自然災害から命を守るために

このように自然災害から自分た ちの命を守るためには、事前に自

分の目や足で情報を収集し検証することや、最悪の状況を想定した避 難場所や避難経路を検討することが求められます。そして、その検証 や検討の結果を、家族や地域の人々、防災に関する専門家とリスクコ ミュニケーションをはかり共有しながら、発災時には的確な判断を行 って自助や公助ができる力を育成することが求められています。

【まとめ】発災時には、収集した情報を活用した (A) を想定 した避難経路や避難場所の検討と、状況に応じた避難行動を行うた めの(B)が求められる。

A 小学校の被災の概要

校庭への二次避難後に, 新北上大 橋付近の三角地帯に避難中に津波 に遭遇し, 児童 74 名, 教職員 10 名の方々が亡くなった。

名取市閖上地区の被災の概要市の 指定避難所だった「閖上公民館」 から別の指定避難所の「閖上中学 校」に改めて移動するよう誘導さ れ、移動途中に津波にのみこまれ、 多くの方が亡くなった。

情報の収集手段と有効性

①災害情報の収集手段

7割強の学校等でラジオ、約4 割の学校等で携帯電話、テレビ

- ②有効な災害情報の収集手段 ラジオが 66.9%, テレビが 36.2%
- ③通信手段が使えなくなった理由 68.7%の学校等で「停電した」、 65.5% の学校等で「回線が混 み合った」ため

(2) - 3 単元の指導計画と副教材の解説

単元については、新学習指導要領に示された公民的分野の内容「A 私たちと現代社会(1)私たちが生きる現代社会と文化の特色」における「情報化」の中で、災害時の防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすることの例示を受けて作成した。ただし、この単元は現在社会の特色である「少子高齢化」「グローバル化」「情報化」について大きくとらえる事を目的とした導入単元であり、通常はそれぞれ1時間の計3時間扱いとなる。しかしながら、新学習指導要領の中で災害時の情報活用と意思決定の重要性について扱う内容はここしかないため、その3時間に発展的な学習として1時間を加えて、全4時間扱いの単元とした。

次に副教材は、日本文教出版の教科書を参考としながら、教科書的に扱える教材として作成した。ただし、大川小学校の事例については生徒の実態や地域に応じて使用することを念頭に、遺族や関係者の気持ちや感情を配慮して教科書ではなく副教材という扱いとした。内容的には50分の授業における導入→展開→まとめという学習活動を意図した紙面構成となっているが、次にその副教材を活用した学習活動案を示す。

(2) - 4 副教材を活用した学習活動案

過	程	小見出し	想定される学習活動
導	入		「①岩手県釜石市の奇跡」と「②みんなの学校の三次避難場所は?」を活用して、平時の情報を活用した避難訓練と災害時の災害予測と率先した避難行動が自分たちの命を守ること、そして想定を超えた災害に対する備えや避難行動を見なおす必要があることに気づく。
展	開	東日本大震災と 阪神淡路大震災	日本の自然災害には様々な災害があることと、その中で東日本大震災と阪 神淡路大震災は大きな災害となったことを思い起こさせた上で、本文から 二つの大震災の発生した時間と大きな被害をもたらした原因を読み取らせ、 その違いから自然災害に対する備えは地域によって異なることに気づく。
		東日本大震災の 津波による被害	「③東日本大震災でなくなった方」と本文からから東日本大震災の被災 状況を読み取らせるとともに、災害時において自分たちの命を守るため にはどのような行動が求められるのか「④てんでんこの教え」から考察 する。
		災害時の情報の活用と判断	本文から東日本大震災における想定を超える津波への備えや災害時の情報収集や活用についての課題を読み取らせるとともに、「⑤避難の途中に被災したケース」で示した事例や「⑥災害時の情報の収集状況」などから、その課題を改善するために求められる対応について考察する。
		自然災害から命 を守るために	本文から、自分たちが暮らす地域で想定される自然災害や災害時の避難 行動を見なおすことの必要性に気づく。
まと	め		教科書の本文を読み返しながら、次の () の中にあてはまる適切な 語句を発表する。

研究の小括

以上、大川小学校の事例を参考にしながら、災害時の情報活用と意思決定の重要性を学ぶ社会科・公民 科の授業構想について考察してきた。その授業構想のうち、単元と副教材を活用した中学校公民的分野に おける授業構想については、2017年に東京都内の公立中学校において検証授業の実践を行った。その検 証授業の内容と結果については機会があれば別稿にて述べていきたいと考えるが、その検証授業を行う前 に実施した「大川小学校と聞いて、何か知っていることはありますか?」という事前の問いかけでは、97 名の生徒中、80名が「知らない」と回答している。 また、授業構想と検証授業の一部については、日本社会科教育学会第67回全国研究大会(千葉大学、2017.9.17)にて口頭発表(自由研究)¹²⁾を行ったが、質疑応答において宮城県の教職関係者から東日本大震災を忘れることがないよう、このような実践をこれからも行ってほしいという意見と感想を頂いた。

このように、東日本大震災で亡くなった方々や遺族や関係者の悲しみを忘れないためにも、また、その悲しみを二度と繰り返すことがないためにも、災害時における情報収集と意思決定の重要性を学ぶ機会を社会科や公民科でつくっていくことは、他教科や領域(特別活動等)では必ずしもそれらが扱われないことを含めて、意義があることと考えられる。

注

- 1)消防庁災害対策本部「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第158報)」(2018.9.7)による。なお、死者数には、震災による関連死者数も含まれる。
- 2) 文部科学省「東日本大震災による被害情報について (第208報)」(2012.9.14) による。校種別では、 園児88人、小学校223人、中学校105人、中等教育学校1人、高等学校166人、特別支援学校10人、 高等専門学校1人、短期大学3人、大学53人、専門学校4人の方々が亡くなった。なお、東京都の2 人は私立専門学校の教職員で、九段会館の天井崩落により亡くなった。
- 3) 参考資料p16。なお、調査は被災3県(岩手・宮城・福島)の国公私立の幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全て(本校・分校別)の3、127校を対象に2011年1月に 実施され、2012年3月に報告書として公開された。なお、調査票の回収率は83.6%となっている。
- 4) 同調查、参考資料 p16。
- 5) 大川小学校事故検証委員会「大川小学校事故検証報告書」2014年2月。
- 6)「事故検証報告書の概要」(p.iii)より情報活用と意思決定に関わる部分を抜粋。下線部は執筆者
- 7) その責任について、児童の遺族によっておこされた訴訟において、第一審の仙台地方裁判所は事前の 防災体制について市側の過失を認めなかったが、津波到達の7分前までに教員は予見でき、歩いて2 分ほどの裏山に避難させるべきだったとして、教員らの過失を認定した(2016.9.26)。一方、第二審 の仙台高等裁判所の判決では、津波の来襲の危険は2010年4月30日の時点で予見でき、市教委が危 機管理マニュアル改訂の指導を行い、事前に避難場所が定めていればこの事故を回避できたとして、 学校管理の最高責任者である校長をはじめ、教頭や教務主任らによる組織的な防災対応の不備を明確 にするとともに、学校や市教育委員会の過失を認めた(2018.4.26)。
- 8) 例えば、第67回全国社会科教育学全国研究会(2018.10.20/21)の自由口頭発表ではリスクコミュニケーションが含まれた内容が複数見られ、日本社会科教育学会編『東日本大震災に社会科はどう向き合うか』明石書店(2018.8.20)の第Ⅲ部の題目は「原発事故で求められたメディアリテラシーとリスクコミュニケーション」となっている。
- 9)「生きる力を育む防災教育の展開」では「意志決定」が使用されているが、本稿では「意思決定」に 統一していくこととする。
- 10) 同報告、p.41。この自助については、「釜石の奇跡」が有名であるが、その取り組みは釜石市の歴史や地形を背景としており、地域の実態に合わせてその手法を学ぶことが求められる。
- 11) 学習指導要領の目標や内容、内容の取り扱いで情報の取り扱いが明記されているものに限定。ただし、 小学校の理科5年の内容「B 生命・地球(4)天気の様子」において「(イ)天気の変化は、映像など の気象情報を用いて予想できること。」と気象情報が明記されているが、直接的に防災を取り扱う内 容ではないため除く。
- 12) 自由発表において、「社会科・公民科における防災に関する内容の取扱い 東日本大震災の事例を 取り上げて-」という題目での口頭発表を行った。

参考文献

- ・中央教育審議会「学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)」2012年3月
- ・文部科学省『学校安全の推進に関する計画』2012年4月
- ・文部科学省『東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議(最終報告)』2012年7月
- ・文部科学省『学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開』2013年3月
- ・文部科学省「「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂について(通知)」 2014年1月
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて(報告)」2016年8月
- · 文部科学省『小学校学習指導要領』2017年3月
- · 文部科学省『中学校学習指導要領』 2017年3月
- · 文部科学省『高等学校学習指導要領』2018年3月
- ・文部科学省「東日本大震災による被害情報について (第208報)」2012年9月
- ・文部科学省『東日本大震災における学校等の対応等に関する調査(報告書)』2012年3月
- ・文部科学省「リスクコミュニケーションの推進方策」2014年3月
- ・片田敏孝『子どもたちに生き抜く力を』フレーベル館、2012年2月
- ・リチャード・ロイド・パリー『津波の霊たち』早川書房、2018年1月